

京都大水害後の鴨川改良計画における 中流断面及び東岸遊歩道路の風致設計

谷川 陸¹・林 倫子²・山口 敬太³・川崎 雅史⁴

¹正会員 京都大学大学院助教 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1)
E-mail: tanigawa.riku.6c@kyoto-u.ac.jp (Corresponding Author)

²正会員 関西大学准教授 環境都市工学部 (〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35)
E-mail: mhayashi@kansai-u.ac.jp

³正会員 京都大学大学院准教授 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1)
E-mail: yamaguchi.keita.8m@kyoto-u.ac.jp

⁴正会員 京都大学大学院教授 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1)
E-mail: kawasaki.masashi.7s@kyoto-u.ac.jp

本研究では、1935（昭和10）年の京都大水害後の鴨川改修における、風致に配慮した水辺空間の設計の検討過程とその協議の実態を明らかにした。研究の成果を以下に示す。京都では風致をめぐる府市間の施策方針の相違を背景に、京都大水害以前に風致地区の指定や風致委員会の設置がなされ、風致上の重要案件を個別に検討する体制が整えられた。京都大水害後、京都府主体の改修計画が立てられ、府市の連携体制において、橋梁や都市計画を含めた河川一体の総合的な景観形成が図られた。京都府は、改修工事の統括機関として鴨川改良計画委員会を設置し、内務省や京都市、風致委員会との連携体制を構築した。この体制に基づいて、近代治水と風致を両立した中流断面の設計や、沿岸地区の意見を踏まえた水辺空間の設計が行われた。

Key Words : Kamo River, landscape design, river improvement plan, river structure, scenic beauty

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

本研究は、1935（昭和10）年の京都大水害後の鴨川改修において、実施設計の検討が行われた鴨川改良計画を取り上げ、風致に配慮した水辺空間の設計（風致設計）の検討過程とその協議の実態を明らかにするものである。なかでも、設計案の検討過程で風致上問題となった中流断面（二条～五条間）及び東岸遊歩道路に着目し（図-1）、その計画・設計の過程を協議の仕組み、流域の目標像、設計の意図を通じて明らかにする。本研究で取り上げる鴨川改良計画は、治水を重視する旧河川法の時代に、都市計画と連動させて風致との調和を図った先駆的な事例である。その設計内容をみても、複断面の低水路幅を拡張した横断面設計や、水との関わり（近接性）の維持を目的とした水路の整備は、歴史性や親水性を重視する後年の河川の景観設計¹⁾を先駆けるものであり、また、単なる保存というよりも創造的なデザインの結果といえる。

京都市の中心部を南北に流れる鴨川は、低水護岸や堰堤等の河川構造物が2019（令和元）年度の選奨土木遺産に認定され、我が国有数の河川景観と親水空間創出に貢献した貴重な土木遺産として評価された。今日の鴨川における河川景観（図-2、図-3）は、1935（昭和10）年6月の京都大水害からの復興事業としての鴨川高野川改修計画（以後、鴨川改修計画とする）を基礎に形成されたものである。この鴨川改修計画は、川底を約2m掘下げ、55ヶ所の床止堰堤を設置し、河道の拡張を行うなど、それまでの河川景観を大きく変えるものであったが、治水機能を強化しつつ歴史性や快適性を保持した先駆的なデザインが評価されている²⁾³⁾。具体的には、中流部（二条～五条）西岸のみそぎ川の整備、護岸・堰堤等といった河川構造物の整備などの河川改修の内容が評価された。これに加えて、京阪鴨東線・琵琶湖疏水の地下化や都市計画街路（鴨川東岸線）の築造などといった、河川構造物と一体的な都市整備が行われたことも、本計画の特筆すべき点である。

戦前期の鴨川改修計画に関する先行研究として、松浦



図-1 対象地の位置図



図-2 現況の鴨川中流（四条大橋から北を眺める）



図-3 現況の鴨川東岸遊歩道路（1989竣工）

や林、白木の研究がある。松浦⁴⁾は、京都府河川課所蔵の資料を用い、床止工、法面などにおける風致に配慮した設計内容を示した。林⁵⁾は、京都日出新聞（明治20年代～昭和10年代）などの資料を中心に、水害以前の明治期から重視されていた風致の内容が改修計画においても受け継がれたことを示した。白木⁶⁾は、明治期から鴨川改修計画策定に至るまでの経緯を明らかにし、内務省の協力のもと京都府・京都市が主導した改修計画の政治的過程を明らかにした。以上の研究から、近世に由来する鴨川の風致が、明治期から河川事業において段階的に整備・構想され、京都大水害後の鴨川改修計画において、内務省と府・市の協働により結実したことが明らかにさ

れた。しかし、風致に配慮した計画・設計の検討過程や、治水と風致をめぐる関係主体の考え方については、京阪鴨東線地下化の過程を除いて明らかにされていない。

戦前期京都の風致地区に関しては、風致委員会答申による取締基準について論じた伊従⁷⁾の研究や、風致地区指定の経緯を明らかにした福島⁸⁾や中嶋⁹⁾の研究がある。また、風致制度の運用については、風致地区内の行為許可・行政指導の実態を明らかにした谷川^{10),11)}の研究がある。谷川らは風致地区内の開発行為に対して、京都府知事の諮問機関として1933（昭和8）年4月に設置された風致委員会における協議が重要な役割を果たしたことを指摘した¹²⁾。本研究で取り上げる鴨川改良計画は、風致地区制度の黎明期に風致委員会が計画策定に関わり設計内容を指導した大規模な案件であり、かつ戦後の河川改修との関連も認められる^{13),14)}という点で景観政策史上においても重要な事例であるが、協議の仕組みや風致委員会が果たした役割、計画・設計の意図は明らかにされていない。本研究はこれを新たに明らかにする点で新規性を有する。

(2) 京都大水害後の鴨川改修計画の概要

先行研究^{2),9)}をもとに、鴨川改修計画の策定過程について整理した（表-1）。鴨川改修は1936（昭和11）年に起工式を挙げ、1947（昭和22）年に左岸一部（三条～七条間）を残して竣工し、京阪鴨東線地下化に伴う河道拡幅や都市計画街路の整備が戦後に持ち越されて実現した（図-4¹⁵⁾）。1989（平成元）年竣工の京阪鴨東線地下化に伴い、都市計画街路・鴨川東岸線が整備され、河道拡幅と遊歩道整備が1999（平成11）年に完成した。

制度上の位置付けとしては、鴨川水系が1917（大正6）年3月に旧河川法の準用河川に編入され、1928（昭和3）年1月に内務省による直轄工事が可能な河川となった。一方、1930（昭和5）年2月には、旧都市計画法の風致地区に指定され、現状変更行為に府知事の許可が必要となった。また、1933（昭和8）年4月に、府知事の諮問機関として風致委員会が設置され、風致委員会答申による鴨川風致地区内の取締基準が作成された。

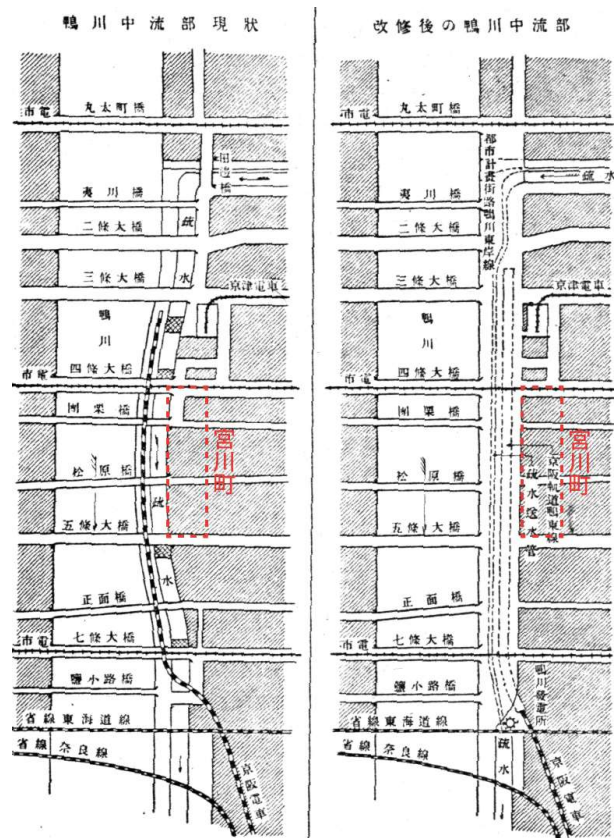
1935（昭和10）年6月29日に京都大水害が発生して以後、内務省が府市関係者を招致して「加茂川改修協議会」を開催し、7項目からなる「加茂川改修要綱」を作成した。同年11月27日に内務省と府市が鴨川改修合同協議会を開催し、その後、府土木部が冊子『昭和十年六月二十九日鴨川未曾有ノ大洪水ト舊都復興計画』を作成した。ここには鴨川の幅員・勾配や掘削深などの具体的な数値や、鴨川東岸の京阪電車・疏水運河の地下化方針が示され、河川改修と橋梁架設等の工事において「治水上支障なき限度に於て鴨川の風致浄化を考慮する」ことが記された。

表-1 鴨川改修計画の略年表

年	月日	鴨川改修計画の策定経緯
1917	3	旧河川法準用河川編入(鞍馬川・中津川合流-小枝橋)
1928	1.25	旧河川法の適用対象に決定(同区間)
1930	5.2	風致地区指定(御園橋・花園橋-九条)
1933	4.18	知事の諮問機関として風致委員会設置
	6.10	風致委員会答申の「加茂川特別地区」取締基準策定
1935	6.29	京都大水害発生
	7.31	内務省による査定開始
	8.12	内務省から府市へ査定結果の報告
	8.29-30	内務省にて第一回「加茂川改修協議会」を開催 7項目からなる「加茂川改修計画要綱」を決定
	9.26	加茂川改修期成同盟会(会長京都市長)の発足
	10.14	府市首脳会議(京阪は地下化が理想)
	11.27	内務省と府市による鴨川改修合同協議会 →京都府が『昭和十年六月二十九日鴨川未曾有の大洪水と舊都復興計画』を作成
		大蔵省が鴨川改修6.5割, 高野川5割の査定を決定
1936	4.6	大蔵省が鴨川改修6.5割, 高野川5割の査定を決定
	4.11	鴨川改修期成同盟会の解散
	4.27	鴨川改修起工式
	4	京都府が『鴨川高野川改良計画概要』を発行
1937	2.20	内務省による鴨川改修工事の認可指令
1939	3	京都府が『鴨川及高野川改修計画並ニ鴨川改修計画ニ付帯スル事業計画』を発行
1947		左岸側一部を残し改修工事終了
1979	3	鴨東線地下化の着工(1989.3竣工)
1984	11	都市計画街路・鴨川東岸線の着工(1989.10竣工)
1992		「花の回廊」事業の着工(1999竣工)

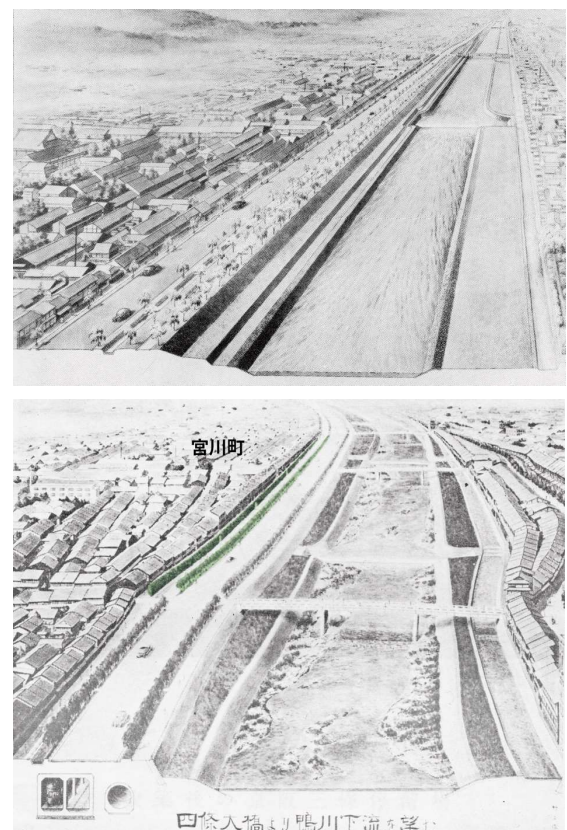
京都府は1936(昭和11)年4月に冊子『鴨川高野川改良計画概要』を作成し、これ以降、実施設計の内容が「鴨川改良計画」のなかで決定される。最終的な河川断面形状や、付帯事業である都市計画街路(鴨川東岸線)の設計内容は、1939(昭和14)年3月に京都府が発行した冊子『鴨川及高野川改修計画並ニ鴨川改修ニ付帯スル事業計画』にみることができる。この間の実施設計の過程においては、新たに設置された鴨川改良計画委員会が風致委員会と連動して風致の内容を検討していた。しかし、この鴨川改良計画委員会の存在や風致委員会の関与、そしてその議論の内容については、先行研究では明らかにされていない。1936(昭和11)年と1939(昭和14)年の冊子に掲載された完成予想図を比較すると、複断面低水路の幅員が拡張され、川中には洲が描かれていることが確認できる(図-5^{16),17)}。また、後者の図の東岸遊歩道では、遊郭であった宮川町沿いに二列の植樹が確認できる。本研究ではこの設計の検討過程を明らかにする。

本研究で用いた資料について述べる。鴨川改良計画委員会や風致委員会の議事録は確認できなかったため、本稿では、『昭和十年六月二十九日鴨川未曾有の大洪水と舊都復興計画』添付の標準横断面図や、『鴨川改修計画標準断面図 中流部(七条大橋～高野川合流点)』、『鴨川東岸線設計書』をもとに設計図や設計書の内容を把握し、新聞資料(京都市新聞、京都日日新聞、大阪朝日新聞京都版)等から計画・設計の検討過程について確認できる限りにおいて明らかにした。『鴨川改修計画標準断面図 中流部(七条大橋～高野川合流点)』は既



(図上右が東、原図に宮川町の範囲を加筆)

図-4 改修前後の鴨川中流部の概略平面図



(上: 1936年, 二条大橋以南, 下: 1939年, 四条大橋以南, 宮川町沿いの2列の植樹地帯を着色)

図-5 鴨川改修の完成予想図の比較(図の左が東)

出であるが、作成された時期や経緯については先行研究では明らかにされていない。『鴨川東岸線設計書』は管見の限り本稿が初出である。

(3) 考察の視点

本研究では、先行研究の成果を踏まえて、鴨川改良計画の策定過程について、協議の仕組みと制度、流域の目標像、設計意図とその反映、の3点から考察を行う。

1 点目が協議の仕組みと制度である。すなわち、内務省や府市、学識、民間企業等の連携・協議体制や、法制度の運用実態を明らかにする。その際に、技術者・専門家や沿岸住民・営業者の関わり方について明らかにする。

2 点目が流域の目標像である。鴨川流域における河川改修の基本方針、すなわち治水と風致をめぐる内務省や京都府の考え方とその変容について明らかにする。また、流域における風致施策上の重要区間の捉え方について考察する。

3 点目が設計意図とその反映である。中流断面や東岸遊歩道路の設計における、保全すべき風致の具体的な内容と設計への反映について考察する。その際に、風致委員会の意見や沿岸住民・営業者の意見がどのように計画・設計に反映されたのかについて考察する。

本稿各章では、河川改修の前段階における鴨川の風致施策の実態（2章）、河川改修の計画策定段階における協議体制の整備過程（3章）、実施設計段階における中流断面と東岸遊歩道路の設計変更の経緯（4章・5章）について論じる。

2. 鴨川風致地区の指定と風致委員会の設置（水害以前）

京都では明治期以降、近代的技術を導入する過程で、風致の解釈をめぐる府市間の対立が顕在化していた。中川¹⁸⁾は、明治期に京都府と京都市の間で風致の解釈が相違していたことを指摘する。例えば、鴨川に架かる四条大橋や七条大橋（両者 1913 年竣工、図-4 左）では、京都市が美観を重視してコンクリート造のアーチ橋を設計したのに対し、京都府は三条大橋（1912 年竣工）や五条大橋（1911 年竣工）において復古調（擬宝珠、木製高欄など）のデザインを採用した。4 つの橋はいずれも風致を強く意識した設計であったが、その内容に大きな差が生じたのである。また、林¹⁹⁾は疏水堤防上を走る京阪鴨東線（1915 年開通、図-4 左）敷設をめぐる府市の対立を指摘する。京都市が丸太町～五条間の疏水東側に鉄道敷設の出願を行ったが、大森鍾一知事はこれを内務省へ進達せず、西岸からの眺望に配慮して堤防上に植樹を行ない散歩道とする案を提示した。京都市の鉄道敷設

案は西岸からの眺望に配慮して河岸への植樹を行う計画であったが、結局、妥協案として三条～五条間の疏水堤防上に計画を縮小して鉄道が敷設され、三条以北には散歩道が整備された²⁰⁾。ここでは、鉄道敷設を推進した京都市と堤防上の散歩道整備を主張した府知事との間で風致の具体的な内容に差が生まれたことが問題化した。

このような状態は、旧都市計画法による風致地区制度が整備され、京都市の現状変更行為が府知事の許可対象となることで一定の改善をみた。鴨川においては、1930（昭和5）年2月に鴨川とその沿岸約20mが「風致上最も重要と認める平地部」として風致地区に指定され、都市周囲の山地が指定地に含まれた²¹⁾。一方、「風致維持の基準を何處に置くべきか」については判断する主体によって基準が異なり、行政担当者の裁量で裁断することが困難であったため、1933（昭和8）年4月に京都府知事の諮問機関として全国に先駆けて風致委員会が設置され²²⁾、取締基準の策定や重要案件の個別協議を行う体制が整えられた。この風致委員会の目的は、「京都の美観を法律や規則に囚われず、常識的見地から保持する」とこととされ、委員には京都を代表する学識や画家等が名を連ねた²³⁾（表-2）。

この委員会で最初に議論されたのが鴨川風致地区内の

表-2 風致委員名簿（1933.4.19 時点）

立場	名前（役職）
委員長	齋藤宗宜（府知事）
学識	太田喜二郎（京大建築）、藤田元春（三高教授）、関口鉄太郎（京大農学）、武田五一（京大建築）、田邊朗郎（京大土木）、猪熊浅磨（京大講師・有職故実）
画家	菊池契月、西山翠嶂
府会議員	江羅直三郎、内山廣三
営林署長	松下護助
府庁	川久保常次郎（学務部長）、藤岡円治郎（内務部長）
京都市	村松武美（市長助役）
書記	安岡正光、近藤駿介

表-3 加茂川風致地区の取締基準

1.全般	風致地区内の現状を変更しようとする時は総て環境を十分に考慮調査の上決定し極力現状維持に努めること、その方法は府当局に一任すること
2.地区ごとの等級	加茂川沿岸の風致維持上地区を分類すること
	一級 二条～五条間の西側
	二級 二条～五条間の東側、二条～出町間の東側、五条～七条間の両側
	三級 出町以北、七条以南
3.建築様式・高さ	・建物は大体二階建を限度とし瓦は普通瓦、壁は赤青の如き俗悪な色は許さないこと ・建物の高さは一級地 36 尺、二級地 50 尺、三級地 66 尺以下とすること
4.友禅染	加茂川の清流を維持するため友染工場の漏水を厳重に取締ること
5.物干台・煙突	物干台は木材のものは認めるがその他は認めない、且つ営業用煙突は許さないこと
6.広告物	沿岸又は屋上から見られる看板や広告を禁止すること
7.ネオン	ネオンは四条通だけ認可し他は許さぬこと
8.納涼床	「床」は相当整理し適当な制限を加えること

取締方法であった²⁴⁾。第一回風致委員会の諮問事項は沿岸における建築物、護岸石垣の存置、高水敷の占用、物干台の新增築、煙突（営業台）の新設、広告・屋上看板、ネオンサインについてであり²⁵⁾、その他、風致委員から鴨川の水質汚染問題について意見が出されたため、府側から疏水の水を鴨川へ放水する案などが提示された²⁶⁾。その後、1933（昭和 8）年 12 月に発表された取締基準（表-3²⁷⁾）では、諮問事項にあった沿岸の建築物やそれに付随する工作物、河川占用について基準が設けられ、沿岸の景観形成や水質環境改善が図られた。地区ごとに等級を設け、なかでも二条から五条にかけてを中心に建築様式や高さを厳しくしていたことから、京都府がこの区間を風致上最も重要な地区と考えていたことが読み取れる。

また京都府は、風致維持のため二条～五条間の高水敷への立入禁止を考案した。ところが、市民から高水敷に「鴨川公園の如き施設を望む」という意見が出たため、団体占有のみを禁止し、従来通り「散歩場」として利用できるよう案を変更していた²⁸⁾。西岸料亭の納涼床については、京都府で続けて議論がなされており、常設の床は撤去し、夏季だけの短期の床については張出し 30 尺（約 9.1m）以内とすること、高さは二階建 14.5 尺（約 4.4m）、一階建 4.5 尺（約 1.4m）として、屋根を許可しない、などの方針が決定され、整然な西岸納涼床の景観形成を誘導する基準が設けられた²⁹⁾。

以上のように、鴨川沿岸一体が風致地区に指定され、風致委員会が設置されたことにより、河川行政とは別の枠組みで風致の解釈を協議する場が設けられた。風致委員会の答申による取締基準では、地区ごとの等級が設けられ、二条～五条間を風致上特に重要な区間として捉えられた。沿岸の建築物や工作物等の構造を統一し、河川敷地の利用・占用を規制し、整然とした景観形成を誘導する基準が定められたが、この時点では、河川構造物のあり方について根本的な議論は行われていなかった。詳細は後述するが、京都大水害後に河川構造物の抜本的な改修が必要となり、風致委員会の制度を活用して審議が行われることとなる。

3. 鴨川改良計画以前の風致の検討過程とその体制

(1) 内務省査定前の京都府における改修方針

京都大水害後の鴨川改修は、内務省直轄工事ではなく、中小河川の改修事業として京都府主導で実施されたことはすでに知られている³⁰⁾が、その過程において、京都府は単なる復旧ではなく改修を主眼とする方針を内務省に陳情していた。これにより、河川一体の構造が大きく改

造されることとなり、これまで議論の対象にされてこなかった河川構造物の風致への配慮が問題となった。

京都大水害後、府と市の方針が決定する以前に、京都日出新聞社が各方面権威の意見を集め、「“災禍”を追ッ払ふには」と題した合計 13 回にわたる連載記事（1935.7.6-19）を掲載した。その先陣を切ったのは中川幸太郎府土木部長であった。中川は、国と地方の財政が困難な状況下にあっても「根本的計画」の樹立を行うべきであるとした³¹⁾。この時点で中川は、山林・山地の保護、砂防工事の徹底、流路の整備、河幅を縮小する建築物の撤去、河川の勾配の緩和、橋脚の減少と橋梁の堅牢化、床止堰堤の改造を方針としており³²⁾、京都府下で根本的計画の策定が進められていた。同年 7 月の 6 日から 11 日にかけて、鈴木信太郎知事が内務省を訪問し、国の直轄事業としての改修実施を陳情したが、内務省は査定後に決定するとして上で国営事業化に困難な見通しを示した³³⁾。そこで、中川は府市の災害土木復旧に対する内務省査定申請と根本的改修に対する諒解運動のために東上した³⁴⁾。内務省・大蔵省の関係部課長も根本的改修には好意的で、31 日に査定官が入洛することとなり、京都府の改修工事が単なる復旧となるか、根本的改修となるかは内務省の査定結果後に決定されることとなった。

(2) 沿岸業者の陳情による「みそぎ川」の創出

一方、京都府の改修計画によれば、河床が約 1m 低下するため、西岸床下の流れや高水敷の芝草を残すかどうかの顛末が新聞紙上で注目されていた³⁵⁾。鴨川西岸の木屋町・先斗町業者は、洪水で納涼床下の流れが破壊されたため夏季納涼床の営業が困難となり、「一時的にでもよいから當分細い流れを作らせてほしい」と府土木部に対して陳情（1935.7.15）を行っていた³⁶⁾。しかし、府は、納涼床下の流れを廃止、または築造費を受益者負担とすればコンクリート水路をつくるという方針を提示し、高水敷の芝草の植栽にも否定的であることが報じられた³⁷⁾。

沿岸住民・営業者は、1935（昭和 10）年 8 月 6 日の商工会議所観光部会で陳情運動の経過を報告し、商工会議所の賛同を得て田中博会頭から京都府に陳情することを決定した³⁸⁾。この会議に沿岸営業者の代表として出席したのが先斗町貸座敷組合取締の寺井徹郎である。郷土史家田中緑紅の回想³⁹⁾によれば、寺井が「市会」で「此の流れは賀茂川にとって歴史的由緒がある流れであるからもとのように流して貰わねばならぬ。田中緑紅も認めているから…」と主張したといい、その時の「みそぎ川」の名付けによって「鴨川の夕涼み」が存続したという。しかし、寺井が市会議員になったのは改修事業竣工後の 1942（昭和 17）年であることから、緑紅の名を挙げて「みそぎ川」の存置を主張したのは、市会ではなく先述の商工会議所観光部会（1935.8.6）であると考えの

が妥当であろう。後述する「加茂川改修協議会」(1935.8.29・30, 内務省と府市の合同会議)において「みそぎ川」の存置が決定されることから、林⁴⁰⁾が推測する通り、寺井は先斗町営業者の代表として西岸流水筋保存を訴える過程で「みそぎ川」の名前を創出し⁴¹⁾、この陳情運動の結果、流水筋が存置されたと考えられる。後に、緑紅は、大阪朝日新聞紙上(1941.7.2)で、「みそぎ川」の名前の由来について「古御祓の神事があつたと傳へられ京の風物として改修毎に手を加へて保存されてゐるが川の名稱などについては文献が少いため確なことはわからない⁴²⁾」と、根拠に乏しいとしている。

以上のように、京都府は当初、鴨川の治水機能を強化するため、河川構造の根本的改修を計画し、西岸床下の流水筋を廃止を主張した。これに対し、先斗町等の沿川業者は、西岸流水筋の廃止が営業不振や歴史的価値の消失を招くとして商工会とともに保存運動を展開した。この過程で「みそぎ川」の名付けが行われ、西岸流水筋とともに鴨川の夕涼みの文化が継承された。

(3) 橋梁・都市計画を含めた京都府主導の改修方針

中川土木部長と内務省の交渉後、1935(昭和10)年7月31日から8月13日にかけて、内務省の査定官が京都に滞在し、査定を行ったことはすでに知られているところである⁴³⁾。この査定の過程で、内務省の改修原案をもとに府が検討する国主体の改修から、府で原案を作成し内務省が審査を行う自治体主導の改修へと、計画策定の流れの変更があった。

新聞報道によれば、内務省技師宮本武之輔は、京都到着直後に、鴨川は「風致関係を無視することはできないであらうし、風致に捉われてゐては改修の目的を達することができない」とし、改修と風致の調和は「難問題」とであると述べていた⁴³⁾。加えて、改修と復旧を別々で査定するのではなく、改修を主眼に根本的計画を樹立すべきとする考えを語った。8月12日には、同省の査定官宮本、永田年技師らが府市関係者を招いて査定結果の打合わせを実施した⁴⁴⁾。すなわち、川底を約1.5-2.5m(四条大橋付近は2.5m)堀下げ、永久構造の納涼床を撤去する方針を示したが、京阪鴨東線に関しては撤去を望ましいとしつつ保留した。

その後、同月19日から24日にかけて、中川が東上し内務省と改修計画について会議を行った結果、「鴨川の改修には風致その他の問題が考慮されねばならぬ」ため、同省は意見に留め、府の改修原案に審議を加えて決定する方針に変更したことが報じられた⁴⁵⁾。内務省は高額補助(7割5分の国庫補助)と根本的改修には賛同したが、京阪鴨東線をはじめとする風致問題の解決において権利関係が複雑に絡むため、自治体での解決を求めたものと考えられる。

この間、京都府は、同月21日に風致委員の田邊朔郎、武田五一と京都帝大工学教授高橋逸夫の3人を京都ホテルに招致して、府市関係部課長とともに座談会を開催していた⁴⁶⁾。議論の中心となったのは、「災禍を防ぐ強固さと、京の情緒を失わない風致」の内容で、高水敷の整備や橋梁の様式などについて意見交換が行われた。

三者は、河川の断面積を広げる点や橋脚の数を少なくする点で意見が一致していた。その他、市内の流心を西へ寄せること、橋脚を流線型にすること、四条大橋の形態を再考すること、といった意見が出された。三条・五条大橋の様式については専門家の間でも意見が相違し、結局、各者の意見がまとまらず、成案を得るまで引き続き会議を行うこととされた。

その後、京都府は改修原案を作成する必要に迫られ、同月26日に風致委員を招致して府市合同協議を急遽開催した⁴⁷⁾。ここでは「将来の洪水量をどの程度に見積るか、この見積りに基く川底の掘下をどの程度行ふか、洪水敷は如何にすれば風致を傷けず且効果的に敷設されるか、橋梁形式旧態を如何にすべきか、又例の京阪乗入問題」などについて意見交換が行われた。鴨川改修工事は、橋梁復興や都市計画事業(京阪鴨東線地下化、鴨川東岸線新設)などと密接な関係を有するため、それらを含めて一体的な景観形成が考慮されていたことがわかる。

同月29日から30日にかけて、「加茂川改修協議会」が開催され、内務省と府市関係者が出席し⁴⁸⁾、7項目からなる「加茂川改修計画要綱」を決定した⁴⁹⁾ことはすでに知られている。この要綱は治水政策として橋梁、護岸、河床の深さについての方針を定めたもので、「治水に支障なき限度において加茂川の風致及び浄化を考慮するは勿論都市計画との関係に留意すること」が図られたが、詳細な数値や風致の具体的内容は記述されていなかった。中川土木部長による府原案の説明の後、谷口第一技術課は「最大洪水量を計算して現在の河川を現在の河幅のまゝ水深を掘下げ治水のみでなく美観風致をも第一義として改修を行う基本方針のみを決定した」と説明した。協議会に出席した淺山市長によれば、鴨川は「風致に重きを置いて」改修することとなり、改修および架橋の設計については内務省の審査監督を受けることになったとされた⁴⁹⁾。これに伴って、河床は1.5-2.5m低下することになったが、「みそぎ川」は廃止せず存置することになった。これは先述した沿川業者の陳情運動を反映させたものと考えられる。

以上のように、内務省による査定の結果、京都府が内務省の審査監督のもと河川改修を主導することとなり、風致委員会や学識、京都市と連携して、治水事業と都市計画を連動させた景観形成の目標像を示した。治水と風致を両立すべく都市と河川の一体的な景観形成の検討が進められ、考慮すべき事項として、河川の流量計画や断

面形状、掘下げの程度、高水敷の整備方法、橋梁の様式、京阪鴨東線が挙げられた。

(4) 実施設計の統括機関と風致の検討体制の整備

鴨川改修工事における風致上の配慮の具体的な内容は、河川の構造を決定する上で重要問題となる京阪鴨東線・琵琶湖疏水の地下化の決定後に進められることになった。

京阪鴨東線・琵琶湖疏水地下化に至る議論については、白木⁵⁰⁾が詳しいので、ここでは概要を述べるに留める。

1935（昭和 10）年 10 月 14 日に府市の首脳会議⁵¹⁾が開かれ、16 日に京阪電鉄も交えて議論が行われた⁵²⁾。4 つの腹案中地下化案を理想としつつ、財源面に困難を抱えていたが⁵³⁾、内務省が積極的態度（補助率との取引）を取ったため財源確保が現実的となり、地下線案を前提とした計画案が決定した⁵⁴⁾。この地下線案をもって、翌月 27 日の内務省と府市による鴨川改修合同協議会で改修案が正式に発表された⁵⁵⁾。高田景市土木局長は新聞上で、地方河川に対して内務省が衆知を集めて改修案を協議するのは鴨川が初めてであり、鴨川が単に治水上の問題だけでなく、「風致上大いにその重要性を認識されてゐる」と説明した⁵⁶⁾。

京阪鴨東線の地下化が決定したことにより、新設される鴨川東岸線や河川断面などの改修工事の検討体制が整備されることになった。京都府に実施設計を作成する鴨川改修事務所（京都府告示第 109 号）が設置され、事務所長には永田年（都市計画京都地方委員会技師兼地方技師）が内務省技師から転任することが報じられた⁵⁷⁾。永田は、京阪地下化工事が難問題で、地下線上部には「国際都市京都に一層の美観を添えるため」に幅 14-15m の道路を敷設し、「遊歩道として街路樹その他の施設にも充分注意するつもりです」と意気込みを語った。また、橋梁については工事上の問題は大きくないが、「観光都市としての風景美を考慮しなければならぬ関係上相当苦心を要する」と観光上の意義を示した。

この鴨川改修工事は「劃期的大事業」と報じられた⁵⁸⁾。施行主体は京都府であるが、鴨川改修工事は京都市の京阪鴨東線・琵琶湖疏水地下化等にも密接な関係を有するため、総工事を統括する中枢機関⁵⁹⁾として鴨川改良計画委員会（京都府告示第 327 号、1936.5.19）が設置された。鴨川改良計画委員会は、鈴木敬一知事を会長とし、委員には、府から中村総務部長、岩崎土木部長、市から浅山市長、市村助役、高田土木局長、祝電気局長が任命され、幹事には佐伯府監理課長、光明市土木局庶務課長、久松市電気局庶務課長が任命され、臨時委員として京阪電鉄代表者を囑託することになった⁵⁹⁾。

鴨川改良計画における実施設計の検討過程を表-4 に示す。鴨川改良委員会の初顔合わせは 1936（昭和 11）年 6 月 26 日に行われた⁶⁰⁾。京阪鴨東線・琵琶湖疏水の地

表-4 鴨川改良計画における実施設計の検討過程

年	月日	鴨川改良計画における実施設計の検討過程
1936	5.15	鴨川改修事務所を京都府庁内土木出張所跡に設置
	5.19	京都府が鴨川改良計画委員会を設置
	6.26	鴨川改良計画委員会、初顔合わせ
	6.30	鴨川改修事務所長、都市計画京都地方委員会技師兼地方技師に永田年を任命
	8.4	鴨川改良計画委員会、測量結果報告
	8.27	内務省・府・市の第一次聯合協議会 鴨川改修事務所を新築移転（川端通荒神口上る）
	9.1	鴨川改良計画委員会定例会、風致委員会に臨時委員会を追加して連携する
	9.29	鴨川改良計画委員会定例会、河川断面・都市計画街路（鴨川東岸線）・橋梁について意見交換
	10.5-8	岩崎土木部長が内務省を訪問し、断面形状を単複折衷案に決定
	10.9	鴨川改良計画委員会、実施設計を承認
	10.24	鴨川改良計画委員会定例会、永田が実施設計を報告
	11.9	鴨川改良委員会、上流及び下流の実施設計完成
	11.12	風致委員会に臨時委員を追加して開催
1937	1.7	鴨川改修事務所中で中流部の実施設計完成
	1.19	鴨川改修事務所中で実施設計を一部修正
	1.20	鴨川改良委員会で中流設計承認
	1.21	風致委員会で実施設計承認（東岸遊歩道一部修正）

表-5 風致委員・臨時委員名簿（1936.11.12 時点、下線は初期（1933.4.19 時点、表-2）と同じ委員）

立場	名前（役職）
委員長	鈴木敬一（府知事）
学識	太田喜二郎（京大建築）、藤田元春（三高教授）、関口鉄太郎（京大農学）、武田五一（京大建築）、田邊朗郎（京大土木）、猪熊浅磨（京大講師・有職故実）
画家	菊池契月、西山翠嶂
府会議員	江羅直三郎、坪田光蔵
営林署長	松下護助
府庁	岩重隆治（学務部長）、中村恒三郎（総務部長）、岩崎雄治（土木部長）
京都市	加賀谷朝蔵（市長）
臨時委員	京都市 安岡正光（市長）、石川芳太郎（第二助役）、高田景（土木局長）、祝島男（電気局長）
	市会 石田吉左衛門、田中全三郎
	京都帝大教授 濱田耕作（考古学）、西田直二郎（国史学）、高橋逸夫（橋梁）、植田寿蔵（美学）
	商工会 田中博（会頭）
	画家 鹿子木孟郎（洋画家）、川村曼舟（日本画家）
京都府	鈴木登（経済部長）

下化工事を改修工事の付帯工事とすることが正式に決定され、鴨川は「京都の景観と密接な関係にあるに鑑み、風致委員会と連絡をとり強固な団体を作って改修に邁進する」ことが決定された。また、改修工事のうち風致上特に問題のない箇所については工事着手することとなったが、「二条、七条間は風致の点からも種々問題がある」ため風致委員に臨時委員を任命して審議することとなった⁶¹⁾⁶²⁾（表-5）。臨時委員には、京都帝大教授として、これまで協議を行ってきた高橋に加えて考古学、国史学、美学の専門家が追加され、画家や市会議員、府市関係者、さらにみそぎ川の陳情に参加した田中博商工会会頭など各分野の権威者が広く集められた。これにより、鴨川



図-6 鴨川改修区域（1936.11.12 の風致委員会資料（原図）に筆者が都市計画街路区間などを加筆）

改修事務所が実施設計を作成し、内務省の審査を受けて鴨川改良計画委員会に諮り、さらに風致委員会に臨時委員を追加して風致上の問題がないかの意見を受けるという独自の検討体制が整えられた。

1936（昭和11）年11月12日には風致委員会が開かれ、田邊から鴨川改修計画区域中、賀茂川・高野川合流点以北と七條大橋以南について説明が行われた^{63）}（図-6）。高野川と賀茂川・高野川合流点～七條大橋間については「将来風致委員会に提出すべき鴨川・高野川改修区域」となっており、用地所得の決定が遅れた高野川^{64）}と断面問題の決定が遅れた^{65）}賀茂川・高野川合流点～七條大橋間は後回しにされ、設計が出来上がるごとに鴨川改良計画委員会、風致委員会にかけられていった。

以上のように、京阪鴨東線・琵琶湖疏水の地下化決定後、京都府は、旧河川法に基づく河川改修の枠組みにおいて、都市計画法の風致地区制度と連動させて、内務省や府市、学識、民間企業等が連携した強固な連携体制を構築し、河川一体の景観形成が図られたのであった。風

致委員会に臨時委員を追加することでこれを補完し、この体制のもと、実施設計における風致の具体的な内容の検討が進められた。次節以降、風致上問題となった中流部の断面形状と東岸遊歩道路の具体的な設計内容について論じる。

4. 中流断面形状の設計過程

(1) 京都府の当初の設計案（複断面案）

京阪鴨東線地下化により拡張された中流部の断面形状は、当初案作成時から風致上問題とされており、鴨川改良計画委員会でも決定に至らず、技術者と風致委員の間で意見が分かれたため、比較検討が行われていた。

新聞紙上では、その整備案について、京阪鴨東線地下化によって川幅を約7.5m拡張し、「谷底を覗くが如き、不體裁を來たさざる程度において多少の掘下げも加味」することとされた^{66）}。すなわち、高水敷と低水路の比高を小さくし、水面への眺めや水との距離を保つことが重視されたと考えられる。また、高水敷について、具体的な区域は未決定であるが、上流部は芝生、下流部は玉石によって「風致を保」つものと報じられた。その後、風致を重視して「下流地域の洪水敷は芝生を敷き麗しく柔らかな感觸を有たすこととし、またうねゝと流れてゐる方が加茂川らしくてよいといふ説」が出たため、「所によっては洪水敷と低水路との區別を設けず平たく全底面を川とする計畫」を京都府が検討していることが報じられた^{67）}。戦後の鴨川改修において重視された水との近接性^{68）}が、戦前の改修からすでに配慮されていたことは注目に値する。

図面資料からも計画の検討過程を確認したい。京都府作成の冊子『昭和十年六月二十九日鴨川未曾有の大洪水と舊都復興計画』（1935.11）には標準横断面図（図-7）が添付されている^{69）}が、これは1936（昭和11）年1月3日付の京都日出新聞に掲載された図面（掲載されたのは中流部のみ）と同様のものである^{70）}。管見の限り、これ以前に河川横断面図が公表された形跡はないため、以下ではこれを当初案とする。当初案では、上流部は高水敷42mで西岸堤防と高水敷の間に合掌杵が設置された。また、下流部は高水敷と低水路の境界に石垣護岸ではなく杭柵工が採用された。中流部は複断面で、低水路幅30mとされ、地下化された京阪鴨東線・琵琶湖疏水の上部には都市計画街路（鴨川東岸線）が計画された。中流部の高水敷には「栗石張芝付」が施され、低水路護岸の天端は「酢子張」とされ、西岸護岸沿いにみそぎ川（幅4m）が描かれた。「酢子張」の詳細は不明であるが、表面に凹凸の表記があることから、植石コンクリート^{4）}の一種と考えられる。先述の新聞記事では、風致上重視

されていた「下流地域」に玉石が使用された、とあったが、この図面との対応で考えると、同記事における「下流地域」は図面において栗石張芝付の行われた「中流部」すなわち鴨東線地下化に伴い河幅が拡幅された二条～五条付近を指すと考えるのが妥当であろう。

(2) 風致委員の意見による設計案（単断面案）

「最初の府の計畫に従へば所謂複斷面で、流路は一定し、河中に洲を生ずるが如きことは絶対にないが、悪く云へば一種の下水溝のやうなもので自然の流相？(原文ママ)といったものは失はれてしまふことになる、單斷面は川底に階段がないから流勢に應じて流路は種々に變化して

この説明から、複断面案は治水を重視するものであり、単断面案は河川敷への土砂堆積を許容して、川に中洲をつくり自然のままの蛇行した流れとすることが目的で、鴨川千鳥の生息地を形成することが期待されたことがわかる。鴨川は千鳥の名所として知られていたが、風致委員の田邊によれば、大正期の河川改修で中洲を浚渫したことにより産卵場所が失われ「情緒が無くなった」と改修に反対意見を言う人がいたという⁷³⁾。

結果的に、京都府は両者の長所を採用して考案した「単複折衷案」を成案として決定した⁷⁴⁾。1936（昭和 11）年 8 月 27 日に内務省と府市関係者の聯合協議会が開かれ、断面問題について議論が行われた。出町以北と七条以南は複断面が「確定的」とされ、風致上問題となっている出町～七条間は「複断面を廢して單断面の長所を取り入れた折衷案」で意見が一致したが、低水路の拡幅量は決定に至らなかった⁷⁵⁾。その後、岩崎土木部長と永田改修事務所長が、同年 10 月 5 日から 8 日にかけて東上し、内務省と協議を行った結果、低水路の幅員 50m、高水敷の幅員 20m に決定し、高水敷は複断面案より 20m

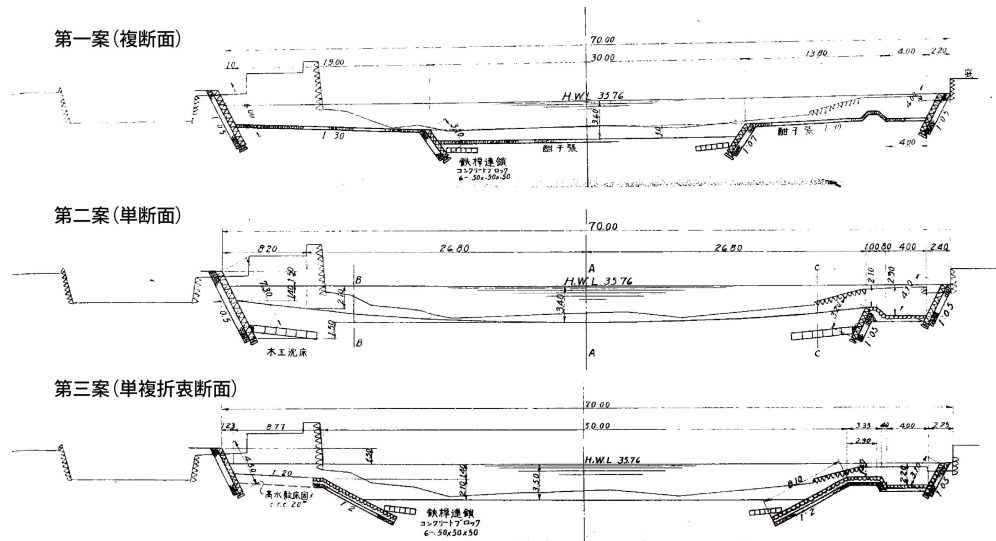


図-8 標準断面図（二条-五条間，図面左が東）

表-6 河川断面（二条-五条間）の比較（上は図面から筆者作成，下は京都日日新聞 1936.8.29 より作成）

設計案	第一案	第二案	第三案
構造	複断面	単断面	複断面（単複折衷案）
河幅	70.00m	70.00m	70.00m
H.W.L.	35.76m	35.76m	35.76m
断面積※	約 207m ²	約 215m ²	約 210m ²
低水護岸傾斜	7分護岸	5分護岸	2割護岸
H.W.L.-河床高	3.60m	3.40m	3.50m
みそぎ川幅	4.0m	4.0m	4.0m
治水	◎流路一定	△不安定	○一定の州
加茂川らしさ（自然の活相、芝生の感触）	△極端に言えば下水溝の感あり	◎自然の活相、鴨川千鳥の再生	○一定の州を生じ曲折する流路
経済性（洪水時の復旧）	◎洲を生じない	△洪水毎に流路変更	○比較的安価

※断面積は断面図から測定して概算したものである

狭くなるが、工事費は変わらず実現できることが報じられた⁷⁶⁾。高水敷には「芝生、玉石、コンクリート」が考えられるが、「風趣を添える上から芝生に決定を見つゝある」とされ、低水路と高水敷の間には玉石、堤防には裏込めコンクリートの切石護岸が用いられる⁷⁷⁾と報じられた。また、高水敷は万一の場合水が溢れるので「芝草を植ゑて頑強に」することとされ、治水と風致を兼ねて芝生が植えられた⁷⁸⁾。この折衷案は同年 11 月 9 日に鴨川改良計画委員会、12 日に風致委員会で承認を得た。

案の検討過程を図面資料から考察する。『鴨川改修計画標準断面図 中流部（七条大橋～高野川合流点）』の複断面、単断面、単複折衷断面の三案を記した図面資料（図-8）と新聞資料をもとに、三案の河川断面の考察を行う（表-6）。本図面は実施設計を担った鴨川改修事務所で作成されたものと考えられる。

複断面案（図-8 の上図）は、京都府の当初案（図-7）をもとに治水機能を強化したものとなる。新聞上では、

低水路幅員 30m（7 分護岸）で土砂が堆積しないが、「極端に言えば下水溝の感」とがあると説明された⁷⁹⁾。府の当初案で高水敷の一部に採用されていた「酢子張」が、高水敷全体と河床の一部にも施されている。これは洗掘の激しい河床東側に床止工として施したものであろう。

単断面案（図-8 の中図）では、みそぎ川が石張に変更され、水を中心部に流すため河床が湾曲した形状になっている⁸⁰⁾。これにより、土砂が堆積し自然流下の蛇行した流水になり、低水路と高水敷を隔てる低水護岸が廃され、水との近接性が保たれていることがわかる。

実際に決定された単複折衷案（図-8 の下図）では、二条以南は低水路を拡張しており、高水敷は芝生によって「風趣を添え」ることとされていた⁸¹⁾。石張の緩傾斜護岸部は、その後の実施設計から考えて巻天端護岸であると考えられるが定かではない。高水敷の幅は狭まったが、水辺に近づきやすい印象を与える緩勾配の低水路護岸が採用され、高水敷から見た水面への広がりのある眺めが創出された。また、これが水との近接性を重視した戦後の遊歩道整備⁸²⁾の基礎となった。

以上のように、中流断面の設計において、京都府は当初、治水機能を確保した上で、高水敷から水面への眺めや水との近接性にも配慮し、複断面形状を採用していた。その後、治水機能を重視する技術者と鴨川の風致を重視する風致委員とが出した理想的な案を受けて、図面を作成して比較検討を行い、治水や風致、経済性にそれぞれ配慮した折衷案を考案した。具体的には、複断面低水路幅を拡張して土砂堆積を一定程度許容することで、川中の砂州を保全し流路を蛇行させる単複折衷案が創出された。またその際に、水辺に近づきやすい印象を与え、高水敷に雄大な眺望を与える緩傾斜の護岸が採用された。

5. 東岸遊歩道路の設計過程

(1) 改修以前の宮川町裏と京都府の当初改修案

中流断面とともに風致上の観点から設計が問題となったのが、東岸遊歩道路の宮川町遊郭に接する部分である。

宮川町には河川改修以前より、外からの視線を遮る対策として疏水沿岸に植樹帯とコンクリート塀が築造されており（図-9）、これは同町付近の有志者が風致に配慮して計画したものであった。新聞に報じられたその計画経緯は以下の通りである。まず、第二疏水工事（1912年3月着工）により疏水断面が拡大されたため、水量が増加し石垣も高くなり、沿岸からの転落危険性が大きくなっていった。宮川町遊郭組合は協議の上で、石垣上に転落防止柵を設け、さらに松、柳、桜の三種を約 1.8m ごとに植え「風雅なる灯籠」を設置して「土地の風景を添え、かつ「一面外部より目隠し」とする計画を立てた⁸³⁾。

これは、従来の宮川町は鴨川によって外界と隔てられていたが、疏水の開削によって船舶や人の往来が遊郭の間近に迫ることとなったため、風紀上の問題から「目隠し」を設置する必要に迫られたためである。同組合はこの計画を京都市に出願し⁸⁴⁾、その後、京都市の事業として、宮川町を含む夷川～塩小路間の疏水堤防東側にコンクリート塀（合計約 2.2km、工費 7,162 円）を築造することとなり⁸⁵⁾、1913（大正2）年までに完成した⁸⁶⁾。さらに、都市計画街路（鴨川東岸線）建設に伴う東岸遊歩道路の建設は、宮川町遊郭に風紀問題をもたらした。三大事業（1912 竣工）後、京都府は、宮川町の近隣で道路拡張の対象となった縄手通と四条通に市内遊郭区域改正の府令を出した⁸⁷⁾。ただし、これは拡幅道路に面する部分での営業を禁止するものであったため、当時拡幅道路に面していなかった宮川町はそもそも移転の対象になり得なかった。そして鴨川風致地区指定後の 1933（昭和 8）年 10 月にも、京都府では「鴨川的美観保存」と「風紀取締」上の点から市内の遊郭移転問題が議論され、鴨川沿いの宮川町や七条新地の遊郭を郊外に移転する案が一部の府会議員の意見として報じられた⁸⁸⁾。しかし、両遊郭は都市計画路線外にあったため、移転の根拠は「薄弱さを免れない」とされていた。これらの経緯に鑑みるに、鴨川改修事業により新設都市計画街路（鴨川東岸線）に面することになった宮川町にとって、風紀問題の解決は遊郭存続の必要条件であったといえる。

京都府の当初案（図-7）では、東岸道路は両側に緑樹を植え、西側鴨川沿いに幅員 2m、深さ 0.8m の栗石張り水路を設け鴨川堤防上に遊歩道を設置する計画と報じられた⁸⁹⁾。疏水が暗渠化されるため、堤防上に水路を残し既存の風致を維持しようとしたものと考えられる。1936（昭和 11）年 4 月の臨時府会では、坪田府会議員（兼風致委員）から鴨東線・疏水地下化完成後に起こ



図-9 改修前の宮川町（1936.6 撮影、毎日新聞社提供）

るであろう宮川町の風紀問題の対策について質問があり、岩崎土木部長は設計時に考慮したいと説明した⁹⁰⁾。

(2) 宮川町遊郭組合・沿岸学区などの陳情運動

しかし、それ以降も京都府からの説明はなく、鴨川東岸の有済・新道学区の代表者並びに宮川町遊郭代表者、市会議員の井上治三郎、伊藤徳次郎他 10 名が同年 8 月 15 日に鈴木敬一知事を訪れ疏水廃止に反対の陳情を行った⁹¹⁾。陳情内容は、以下の通りに報じられた⁹²⁾。

「疏水に接する柳暗花明の鴨堤を隔て、鴨川に臨む景勝の地が改修の結果直に大道路に面することになると清閑の地は忽ち雑沓の巷と化し舊來の趣を一變する、宮川町は現に沿岸道路に出入口を有するもの七十一戸、沿岸道路以外に出入口を有せざるもの三十六戸あり、もし新設の大道路に接する時は風紀上の施設に莫大の経費を要し沿岸営業者の死活問題であり同時に曩に高瀬川を保存し最近堀川の保存が問題となつてゐる際、歴史ある疏水も亦永く存置して風光を助ける」

すなわち、宮川町の清閑な地域が大道路にさらされれば、風紀維持のための施設が必要になるとし、疏水をその歴史的価値とともに保存する必要があると沿岸住民は訴えていた。さらに、沿岸学区は陳情運動を展開し、新洞・錦林学区及び弥栄学区の関係者 140 名の署名を集め、同年 9 月 24 日に内務大臣に設計変更の陳情書を提出した⁹³⁾。陳情の内容は「（一）疏水運河を廃止するは不当、（二）改修工事費を沿岸一部の住民に賦課するとは不公平、（三）受損者に受益金を負担せしむるとは不法」の三点であり、沿川業者らの既得権を主張するものであった。

(3) 陳情に配慮した京都府の実施設計

以上のような背景があったため、宮川町遊郭の処遇は注視されていたが、京都府は翌年 1 月に、当初の方針通り遊歩道路を築造し、遊郭との間を「水と柳で蔽う」という計画を公表した⁹⁴⁾。その具体的な内容は、川沿いに幅 3m の歩道と水路（幅 2m、深さ 0.8m）を設置し、車道（有効幅員 12m）を挟んで東側に約 3m の歩道を設置

するというものであった。水路は、二条～四条間は遊歩道路の西側に、四条以南では東に走らせ（図-10 原案）、車道の両側に 2m 幅の植樹帯を設置し柳を植える計画であった。新聞上ではこの設計によって、「風紀並に風致上の問題が解決するか否か」が問題視された。京都府警察部でも齋藤保安課長が永田改修事務所長、佐伯監理課長を招いて、遊歩道設置後の交通、消防、風紀の上から希望を述べている⁹⁵⁾。すなわち、交通上は、地下鉄停留場は街路上に設けず百貨店等の出入口と一緒にするような方法とすること、街路照明灯などは「餘りけばゝゝしいものはさけ感触の柔らかい光度のものにすること」、ノンストップ式の交通信号灯を設備することとし、消防上は、適当な箇所に防火栓を設置することとした。しかし、風紀上は「緑地帯には入念な注意をすること」という表現にとどまり、具体的内容は報じられなかった。

その後、改修事務所では、実施設計樹立に向けて岩崎土木部長、佐伯監理課長、後藤河港課長、永田改修事務所長が連日協議を行い、設計案に一部修正を加える形で風致上の対策が講じられた⁹⁶⁾（図-10 第二案）。すなわち、車道（一律 12m）の両側に歩道（幅 3m）と柳の街路樹帯（幅 1.5m）を設置し、「疏水の風致を永久に残すため」幅 2m 深さ 0.8m の水路を団栗～塩小路間は遊歩道路の東側⁹⁷⁾に走らせて「風致を保つ」対策とした。さらに、夷川～団栗間の遊歩道路西側にある既存の緑樹帯を保存し、団栗～塩小路間は高さ 3m、幅 1m の緑樹の塀を築き所々に入出口を設けて「完全に宮川町を遮蔽」し、シラカシ、サザンカ、アオキ等の常緑樹を植えて「道路から隙見を許さぬ周到さ」をもつ設計、と報じられた。京都日日新聞⁹⁷⁾（1937.1.22 付）に掲載された当設計案の完成予想図は図-11⁹⁸⁾の通りである。この設計案は 20 日の鴨川改良計画委員会で承認され、21 日に実地調査を兼ねて風致委員会が開催されることとなった⁹⁹⁾。

(4) 風致委員会による一部流路変更

風致委員会による鴨川改良計画に対する意見及び指導の内容について示す。風致委員は 1937（昭和 12）年 1 月 21 日に高野川と鴨川、さらに宮川町方面を視察し、その後委員会を開催した¹⁰⁰⁾。鴨川、高野川の実施設案が承認された一方で、鴨川東岸線については、鴨川西岸の「木屋町先斗町の俗悪なる情景を何等かの方法により遮蔽すること、空自動車の横行に対して制限を加えること、路上に面影を残すことなっている疏水を生洲に利用させるため一部流路を変更すること等」の意見が出された。宮川町同様に、木屋町先斗町も緑樹で遮蔽する案が出た¹⁰¹⁾が、これは河川敷や対岸からみた眺望を重視したものと考えられる。結果的に、西岸の植樹は保留し、水路の位置を、夷川～三条間は車道西側に、三条～五条間は東側に変更することに決定された¹⁰²⁾（図-10 第三案）。

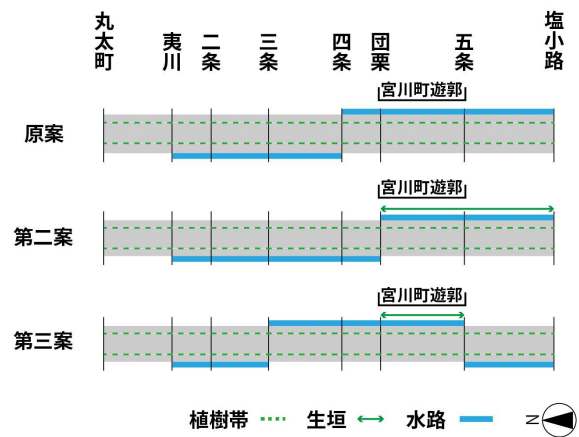


図-10 東岸遊歩道路の水路配置図（新聞の記述より作成）



図-11 鴨川東岸道路宮川町附近の完成予想図（図上左が東）

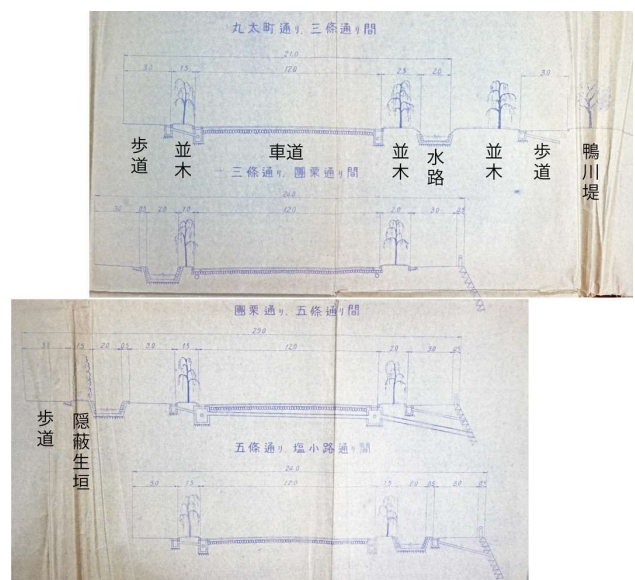


図-12 鴨川東岸線の横断面図（図面上左が東）

この流路変更の理由は、以下のように報じられた。

「三条以南の料理飲食店その他業者が現在疏水によつて有形無形の利益を享けてゐるのに遊歩道路が出現すれば全然その利益を奪われてしまうことになるのでこの水路を東側へ設け疏水によつてうけていた風致上営業上の恩

恵を與へようという理由からである」

これによれば、宮川町だけでなく、疏水に面する三条以南の営業店舗全体の疏水との関係性を重視していたことがわかる。また、設計上の工夫によって水や緑に囲まれた空間を創出し、風致上や営業上の利益を継承させようとする意図が読み取れる。「鴨川東岸線横断定規図縮尺 1:100」（図-12）を見ると、三条～団栗間では東岸店舗に面する歩道西側に水路と並木が設けられており、遊歩道に面する沿道建物が水辺景観を享受できるような設計となっている。

また、『京都府都市計画街路新設事業 鴨川東岸線設計書¹⁰³⁾』には、路線選定理由として交通上の理由だけでなく「風致上の理由」が挙げられていた。すなわち、鴨川一体は風致地区に指定されているが、「現在鴨川兩岸ニ沿フ一貫シタル道路ナク鴨川ノ風光ハ徒ラニ沿岸旗亭、住宅ノ所有者ニ独占サレツ、アルハ甚遺憾ナリ」とされていた。同設計書中で鴨川は、「単ナルー河川ニ非ス京都市ノ大自然公園」として「京都市民全般ノ慰楽ノ用ニ供ス可キモノナリ」と位置づけられ、公園的施設の整備が図られた。それと同時に、水路の設置によって陳情にあった水利や防火の機能が担保されたことに加え、遊郭などの沿川業者等を守るため隠蔽生垣による目隠しが施された。並木植樹（柳）や隠蔽生垣（シラカシ、サザンカ、ヤマツバキ、ヤマキ、マサキ）は樹高 3m として、建築一階部分程度が隠蔽された。

以上のように、東岸遊歩道の設計においては、宮川町遊郭組合や沿岸地区による琵琶湖疏水暗渠化の反対陳情が行われ、新設都市計画街路（鴨川東岸線）に面する宮川町遊郭の風紀問題と、琵琶湖疏水の暗渠化による風致問題が表面化した。京都府は、宮川町遊郭と遊歩道路を視覚的に分断するとともに、疏水の歴史的価値を維持し営業上の恩恵を与える水辺空間の景観形成を図った。その際、風致委員会の関心は河川敷や対岸からみた眺望や、水辺の遊歩空間の市民への開放にあった。

6. 結語

本研究では、1935（昭和 10）年の京都大水害後の鴨川改修事業における、風致に配慮した計画・設計の検討過程と各主体の果たした役割、風致の具体的な内容について明らかにした。具体的には、鴨川改良計画における中流断面と東岸遊歩道の形成過程を明らかにし、協議の仕組みと制度、流域の目標像、設計意図とその反映、の観点から考察を行った。その成果は以下の通りである。

京都では、風致の解釈をめぐる府市間の対立を背景に、風致地区が指定され、京都市の開発行為においても府知事の許可が必要となっていた。そこに全国に先駆けて風

致委員会による諮問制度を設け、学識者や文化人らを集めて風致地区内の開発行為に対する審議を行う体制が整えられた。風致委員会の答申による鴨川風致地区の取締基準では、地区ごとの等級が設けられ、二条～五条間が風致上最も重要な区域として捉えられていた。河川改修とは別の枠組みで、風致の議論を行う場が整備されつつあったが、京都大水害後の河川構造物の抜本的な改修においてこの体制が活用され、それまでの河川行政に欠いていた風致への配慮を実施することができた。

京都大水害後の鴨川改修において、京都府は当初、治水面を重視して河床掘削による西岸流水筋や高水敷の植栽を廃止する方針を示した。これに対し沿川の業者が、沿岸の営業不振や「鴨川の夕涼み」の歴史的価値の消失を懸念し、西岸流水筋を存置する陳情運動を展開した。その流れが商工会観光部会に出席した先斗町貸座敷組合取締の寺井によって「みそゝぎ川」と名付けられた。その結果、京都府は、河床掘削を行った上で高水敷西岸に約 4m 幅の水路を設け、歴史ある納涼文化を設計の工夫によって創造的に継承することができた。

治水と風致の両立を目指す内務省の査定結果を受け、京都府主体の改修計画が立てられ、府市で連携して、河川・橋梁・都市施設を含めた一体的な景観整備が図られた。京都府は、風致委員や専門家等の意見を得て、内務省・府市共同の加茂川改修協議会において、琵琶湖疏水・京阪鴨東線の問題や橋梁復興を含めた一体的な河川景観形成の方針を示した。

京阪鴨東線・琵琶湖疏水の地下化決定後に、京都府は実施設計を担う鴨川改修事務所を設け、改修工事の統括機関として鴨川改良計画委員会を設置した。一方、風致関係については風致委員会に府市関係者、商工会会頭、画家などを追加して意見を集め、内務省や府市、学識、民間企業等を含めた強固な連携体制を構築した。

中流断面の設計において、京都府は二条～五条付近を風致施策上の重要区間と捉え、治水機能を確保しつつ、水面への眺めや水との近接性を保つ複断面を当初の案として提示した。その後、技術者と風致委員の間で意見が相違したため、鴨川改修事務所内で再設計が行われ、三案の比較検討が行われた。うねうねと蛇行した流水や芝生の柔らかな感触といった鴨川らしさ（風致）を維持するため、複断面低水路幅を拡張して土砂堆積を一定程度許容し、川中に砂洲をつくり流路を蛇行させる単複折衷案が考案され、鴨川の名物である千鳥の生息地の保護も期待された。この設計変更の過程で、水辺に近づきやすい緩勾配の護岸が採用され、水面への雄大な眺めが創出された。

東岸遊歩道路の設計においては、宮川町遊郭組合や沿岸地区による琵琶湖疏水暗渠化の反対陳情が行われ、鴨川東岸線と遊郭の関係や風致維持が重大問題として扱わ

れた。鴨川改修事務所では、水と緑に囲まれた空間をつくるという方針のもと、宮川町筋に水路と植樹地帯を設置し、水利・防火・遊郭遮蔽の役割を与え、河川敷や西岸からの眺めを損害せず、さらに疏水の歴史的価値を維持し沿岸店舗に営業上の恩恵を与える水辺空間の設計がなされた。また、風致委員会の意見によって、疏水の恩恵を受けていた三条以南の沿道店舗にも水辺景観を享受できるよう公園的役割を持つ遊歩空間が設計された。

京都大水害後の鴨川改修における風致保全の考え方は、現代の河川の景観設計を先駆けるものであり、治水と風致の両立を目指す河川改修の原点¹⁰⁴⁾のとして位置づけられる。技術者だけでなく風致委員や沿川住民・営業者等の意見によって守るべき風致の具体的な内容が明確化され、その課題に対して設計上の工夫によって総合的な視点から解決が図られていた点は注目すべきであろう。

謝辞：本研究は JSPS 科研費 JP20J14353, JP 20K06115 の助成を受けたものである。また、本稿の執筆にあたり、京都府河川課と京都府京都土木事務所から資料の提供を受けた。ここに記して感謝の意を表す。

補注

- (1) 『京の三名橋（中）四条大橋』（1969, 参考文献 39）において、田中緑紅は、「みそそぎ川」は上賀茂神社（賀茂別雷神社）の西側を流れる賀茂川の別名であるとしている。
- (2) 内務省から赤城次官、廣瀬土木局長、岡田地方局長、館神社局長、青山技官、松村都市計画課長、谷口第一技術課長、鈴木第二技術課長が出席。京都府からは鈴木信太郎知事、中村総務部長、中川土木部長、佐伯管理部長、原田技師が、京都市から淺山市長、市村第一助役、高田土木局長、木村土木課長、成瀬工務課長が出席した。
- (3) 新聞紙上で「改修事務局」とされているが、京都府告示によれば「鴨川改良計画委員会」が正式名称である。
- (4) 宮本武之輔『最新河川工学』（p.97, 1939）によれば、コンクリート張の表面は平滑であるため、雑割石を用いた植石コンクリートが用いられるとの説明がある。
- (5) 京都日日新聞（1937.1.20 付）上では、「西側」とされているが、大阪朝日新聞京都版（1937.1.22 付）の内容から、「東側」の誤植と考えられる。
- (6) 新聞に掲載されたパース図は京都府作成の冊子『鴨川高野川改良計画概要』（1936.4）に添付のものと同一である。冊子作成時期には既にパースが作成されていたが、具体的な水路の配置や設計内容を決定するまで発表を待ったものと考えられる。
- (7) 明治末の鴨川改修時においても、風致への配慮が実施されたが、その内容をみると、疏水運河拡張に伴う京阪鴨東線の敷設区間の短縮と、堤防上の植樹に留まっており、河川構造物の根本的な改修としては 1935（昭和 10）年京都大水害後の改修計画が最初といえる。

参考文献

- 1) 土木学会：水辺の景観設計，技報堂出版，1988.

- 2) 国土交通省 国土技術政策総合研究所：国土技術政策総合研究所資料 景観デザイン規範事例集（河川・海岸・港湾編），国総研資料第 434 号，pp. 18-21, 2008.
- 3) 田中尚人，川崎雅史，牧田通：水辺におけるアメニティの変遷に関する研究 京都鴨川の納涼床を対象として，土木計画学研究・論文集，16 巻，pp. 479-484, 1999.
- 4) 松浦茂樹：戦前の鴨川改修計画における環境面の配慮，日本土木史研究発表会論文集，Vol. 7, pp. 275-285, 1987.
- 5) 林倫子：近代の都市河川-「山紫水明」の風致と鴨川の整備-，日本風景史：ヴィジョンをめぐる技法，田路貴浩・齋藤潮・山口敬太（編），pp. 279-309, 2015.
- 6) 白木正俊：日本近代都市における利水と治水についての史的研究～京都市を事例に～，京都大学博士論文，2017.
- 7) 伊從勉：都市計画史からみた景観：近代京都の都市景観政策の両義，日本建築学会京都の都市景観特別研究委員会，京都の都市景観の再生：21 世紀の都市景観形成ビジョンを探る，pp. 25-36, 日本建築学会，2002.
- 8) 福島信夫：京都市における風致地区制度の風景のコントロールに関する意義と役割に関する研究 開発・防災と風致保全の両立を目指して，立命館大学博士論文，2011.
- 9) 中嶋節子：京都の風致地区指定過程に重層する意図とその主体，近代日本の歴史都市：古都と城下町，高木博志（編），pp. 231-260, 思文閣出版，2013.
- 10) 谷川陸，山口敬太，川崎雅史：昭和初期の京都都市計画風致地区における眺望に基づく行為許可と行政指導—現状変更許可申請書（昭和 6-8 年）にみる京都府の風致行政—，都市計画論文集，Vol. 53, No. 3, pp. 289-296, 2018.
- 11) 谷川陸，山口敬太，川崎雅史：戦前期京都風致地区内の宅地造成の許可・指導にみる景観形成と技術的方策，土木学会論文集 D1（景観・デザイン），Vol. 76, No. 1, pp. 44-58, 2020.
- 12) 谷川陸，山口敬太，川崎雅史：戦前期京都風致地区における大規模建造物及び公共施設の風致の維持・創出の実態，景観・デザイン研究講演集，No. 14, pp. 1-9, 2019.
- 13) 栢原佑輔，林倫子，尾崎平：都市と川との一体性という観点からみる京都鴨川改修計画の景観設計の変遷，土木学会論文集 D1（景観・デザイン），Vol. 76, No. 1, pp. 1-12, 2020.
- 14) 栢原佑輔，林倫子，萩野幹，谷川陸：戦前の鴨川改修計画における河川構造物の風致維持手法とその継承実態，土木史研究講演集，No. 39, pp. 81-88, 2019.
- 15) 京都府：鴨川及高野川改修計画並ニ鴨川改修計画ニ付帶スル事業計画，1939.3.
- 16) 京都府：京都府鴨川高野川改良計画概要，1936.4.
- 17) 前掲 15)
- 18) 中川理：「歴史」のデザインをめぐる，京都と近代せめぎあう都市空間の歴史，pp. 151-178, 2015.
- 19) 前掲 5)
- 20) 「鴨川改修について（上）元京都府土木課長寺崎新策氏談」，大阪朝日新聞京都版，1935.11.15 付
- 21) 高田景：京都市の都市環境とその改善策に就て，第四回全国都市問題會議總會 1 研究報告，pp. 22-60,

- 1934.
- 22) 「京都中心に廣範圍の風致區設定 風致基準を定むる委員会規定公布 權威者十六氏を委員に囑託」, 大阪朝日新聞京都版 1933.4.19 付
- 23) 「風致委員会規定發布 全国に類のない委員会の新使命」, 京都日出新聞 1933.4.19 付
- 24) 「風致委員会けふ初顔合わせ」, 京都日出新聞 1933.6.10 付
- 25) 「府風致委員 昨日鴨川実地調査 更に近く知事諮問協議」, 京都日出新聞 1933.6.10 付
- 26) 「我等が誇り・京都の鴨川の水を・風致を維持せよ」, 京都日出新聞 1933.7.31 付
- 27) 「加茂川沿岸の風致維持策答申 けふ京都府風致委員会」, 京都日出新聞 1933.12.3 付
- 28) 「鴨川洪水敷地 愉快な散歩場 最初の立入禁止方針を改めた府當局」, 大阪朝日新聞京都版 1933.10.13 付
- 29) 「問題の“床”制限 規定方針で進む 常設の撤廃は起源迄に考慮 苦しい府の態度決る」, 大阪朝日京都版 1935.5.31 付
- 30) 前掲 6)
- 31) 「“災禍”を追ッ払ふには(一) 恒久的河川改修 完璧の根本計畫を樹立して時移り人変わるとも邁進せよ 府土木課長中川幸太郎氏談」, 京都日出新聞 1935.7.6 付
- 32) 「姑息な施設を廢し水禍根絶の根本策樹立の必要 中川土木部長の提唱する平安百年の大計」, 大阪朝日新聞京都版 1935.7.11 付
- 33) 「鴨川の改修に本省が根本調査 近く第一技術課長が入洛する 鈴木知事の歸來談」, 大阪朝日新聞京都版 1935.7.12 付
- 34) 「加茂川の復舊に内相頗る好意を寄す けふ貴衆兩院議員一行陳情 東京にて浅山市長語る」, 京都日日新聞 1935.7.29 付
- 35) 「葵橋と七條間 鴨川の川床 一メートル低下さす 三ヶ年繼續事業 みそゞぎ川はどうなる?」, 大阪朝日新聞京都版 1935.7.29 付
- 36) 「床下の清流を作らせて欲しい 府に陳情 木屋町, 先斗町貸座敷業者 一時的でもよいと泣きつく」, 大阪朝日新聞京都版 1935.7.16 付
- 37) 「加茂川は府で根本的に改修 木屋町床下のみそゞぎ川廢止 あす査定官入洛」, 大阪朝日新聞京都版 1935.7.30 付
- 38) 「鴨川床下の情緒 みそゞぎ川存置陳情 商議所から府へ」, 大阪朝日新聞京都版 1935.8.7 付
- 39) 田中緑紅: 京の三名橋 (中) 四条大橋, 京を語る会, 緑紅叢書, 第四年第一二輯, pp. 1-2, 1969.
- 40) 前掲 5)
- 41) 「夕涼にも時代の彩り 古記録に偲ぶ往時の賑ひ」, 大阪朝日新聞京都版 1941.7.2 付
- 42) 前掲 6)
- 43) 「内務省査定官入洛 “加茂川は風致との調和が困難” 復興計畫の當否を調査」, 大阪朝日新聞京都版 1935.8.1 付. 「加茂川の復舊には本省でも相當に考慮 けさ入洛の査定官直に視察 宮本技師府廳で語る」, 京都日日新聞 1935.8.1 付
- 44) 「過般の水害復舊豫算總額千五百萬圓 鴨川改修費は五百萬圓 河底を掘り下ぐ」, 大阪朝日新聞 1935.8.13 付
- 45) 「加茂川の根本的改修案 府で原案を作成 内務省に提
- 示あす専門家らの意見を聴き 知事以下相ついで東上」, 大阪朝日新聞京都版 1935.8.25 付. 「内務省協議會を前に“加茂川改修”立案 廿六日再び諸權威と意見交換 鈴木知事は廿八日に東上」, 京都日出新聞 1935.8.25 付
- 46) 「田邊・武田・高橋三博士 府市當局者と対談 災禍の街に生命の泉を注ぐ 諸權威の重要意見」, 京都日出新聞 1935.8.22 付
- 47) 「美と科学 加茂川更生に力強い評定 風致委員ら權威者を招いて 府市主催けふ大座談會」, 京都日日新聞 1935.8.27 付
- 48) 「鴨川改修の大評定 治水風致を兼ねた根本方針を練る内務省, 府, 市首脳部に参集 百年の大計樹立」, 大阪朝日新聞京都版 1935.8.30 付
- 49) 「鴨川の改修は風致に重點 内務省の會議から歸洛した浅山市長は語る」, 大阪朝日新聞京都版 1935.9.1 付
- 50) 前掲 6)
- 51) 「加茂川改修根本策 府市で練直す “地元で立案”と内務省の指示 けふ・知事ら打合せ」, 京都日日新聞 1935.10.15 付
- 52) 「京阪, 現状維持を主張 府市と全く對立す 果して如何なる妥協成るか 興深き今後の推移」, 京都日出新聞 1935.10.17 付
- 53) 「理想は兎もかく 實際案は現状維持 知事市長の會見は三十日頃 加茂川改修と鴨東線」, 京都日日新聞 1935.10.27 付
- 54) 「問題の京阪鴨東線 急転直下, 解決せん 疏水を利用, 地下線に乗入れ堤防は撤去 河幅を七米擴張す」, 京都日出新聞 1935.10.26 付
- 55) 「京洛治水百年の大計 こゝに定まる 府の加茂川改修原案 満場一致で承認さる 内務省の同上ある意見開陳 けふ府廳で歴史的な大協議會」, 京都日日新聞 1935.11.28 付
- 56) 「日本の京都として重要性を認識せよ 加茂川改修に就て(上) 京都市土木局長高田景」, 京都日出新聞 1936.1.14 付
- 57) 「申分なき快腕に麗明更生は力強し 期待される永田さん」, 京都日出新聞 1936.7.1 付
- 58) 「改修事務局を設置 總工事の統轄機關 局長に鈴木知事を推す」, 京都日出新聞 1936.4.14 付
- 59) 「鴨川改修事業に關し 最高諮問機關を設置 府, 市, 京阪のコンビで事業統制 改良計畫委員會成る」, 大阪朝日新聞京都版 1936.5.20 付
- 60) 「風致委員を誘ひ 今後廿九日開く 加茂川改良委員會決定事項」, 京都日出新聞 1936.6.27 付
- 61) 「風致區の改修は權威者にも聴く 他は本工事に着工」, 京都日出新聞 1936.7.19 付
- 62) 「改修工事には風致を特に考慮 加茂川改良委員會」, 京都日出新聞 1936.9.2 付
- 63) 『京都府風致委員会提出議題及ビ鴨川改修計畫概要』, 京都市上下水道局・田邊家資料, 1936.
- 64) 「高野川幅員擴張 圓滿解決期待 風致委員會臨時委員を推薦 鴨川改良計畫委員會」, 京都日日新聞 1936.9.2 付
- 65) 「鴨川改修実施設計九日委員會で決定 風致委員會も承認」, 京都日出新聞 1936.11.8 付
- 66) 「市百年の大計 鴨東線問題も解決 加茂川改修計畫確立地下鐵化で川幅七米半拡張 一段と風致を添う」,

- 京都日日新聞 1935.11.13 付
- 67) 「愈々“改修事務所”誕生 加茂川に巨大のメス お次は大蔵省へ効率補助の猛運動 高水来るともゆるぎなき 工成るの日の偉観」, 京都日出新聞 1935.11.17 付
- 68) 前掲 13)
- 69) 京都府: 鴨川改良工事計畫標準横断面圖, 1935.11.
- 70) 「鴨東地下線への先決! 琵琶湖の大改造 愈々本格的に調査 茲に實現の緒につく」, 京都日出新聞 1936.1.3 付
- 71) 「鴨川改修工事 設計に着手し 本格の着工準備 きのふ府で打合會開く」, 大阪朝日新聞京都版 1936.7.11 付
- 72) 「鴨川改修愈よ本格的 出町以南の流路は結局單複断面折衷か 改良事務所もきのう竣工 測量, 実施設計へ」, 京都日日新聞 1936.8.21 付
- 73) 「“災禍”を追ッ払ふには (4) 流線型の橋梁 理想は釣橋式 河床を下げ流心を西へ寄せよ 京大名譽教授工学博士田邊朔郎談」京都日出新聞 1935.7.9 付
- 74) 「單複の長所採って断面問題を解決 出町合流點から七条まで廿九日の委員會へ」, 京都日日新聞 1936.8.23 付
- 75) 「第二次協議會に於て 最後の斷案下す あすの改良委員會も延期 鴨川改修断面問題」, 京都日日新聞 1936.8.29 付. 「鴨川改修 當初の設計に齟齬 豫算の食違い発見か 断面問題は折衷案」, 京都日出新聞 1936.8.29 付
- 76) 「鴨川改修設計成る 問題の二条七条間單複兩断面を採用す 近く改良計畫委員會を開催 来春早々河床工事」, 京都日出新聞 1936.10.10 付
- 77) 「鴨川改修實施設計の大體方針決る 堰堤, 洪水敷, 護岸様式など 緊張の改修事務所」, 京都日日新聞 1936.10.11 付
- 78) 「鴨川改修工事の實施設計 風致委員會で承認す 永田改修事務所きのふ東上」, 大阪朝日新聞京都版 1936.11.13 付
- 79) 前掲 75)
- 80) 前掲 74)
- 81) 前掲 77)
- 82) 前掲 13)
- 83) 「宮川町の新事業」, 大阪朝日新聞京都版 1912.3.2 付
- 84) 「宮川町の風致木 立退令予防策で」, 京都日出新聞 1912.6.26 付
- 85) 「疏水河縁護岸工事」, 京都日出新聞 1912.8.23 付
- 86) 「化粧のできた宮川町裏」, 大阪朝日新聞京都版 1913.6.11 付
- 87) 「遊郭区域改正と祇園甲部」, 京都日出新聞 1912.8.25 付
- 88) 「公娼に對抗して 雇仲居遊郭出現か 市内のを統一して適当な郊外へ纏める 鴨川の美觀上保存の見地や風俗取締上の點から立案 一部府議の意見」, 京都日出新聞 1933.10.9 付
- 89) 「“京阪”を疏水下に 河岸道路を新設 加茂川改修に就て (中) 京都市土木局長高田景」, 京都日出新聞 1936.1.16 付
- 90) 「鴨川改修事業も愈よ實現へ第一歩 きのふ府會で満場一致可決」, 大阪朝日新聞京都版 1936.4.25 付
- 91) 「夷川七條間疏水廢止反對 知事言下に一蹴 けふ, 沿岸二學區民の陳情 宮川町は一應考慮」, 京都日日新聞 1936.8.16 付
- 92) 「今度は會議所へ“疏水存置”を陳情 宮川町代表の運動」, 京都日出新聞 1936.9.9 付
- 93) 「疏水運河廢止 計畫變更を要望 内相宛陳情書郵送」, 京都日日新聞 1936.9.25 付
- 94) 「鴨東線都計案など 慎重に付議する 二十日の鴨川改良委員會」, 大阪朝日京都版 1937.1.15 付
- 95) 「風紀問題の横槍に悩む鴨川遊歩道 宮川町を遮蔽すれば死活問題 政治問題化の虞れ」, 京都日日新聞 1937.1.18 付
- 96) 「夷川・鹽小路間に廿四米の大道路 綠樹を植ゑて宮川町を遮蔽 鴨川の風致を保存」, 京都日日新聞 1937.1.20 付, 「府風致委員會 鴨川中流と高野川改修原案を承認 鴨東線遊歩道路に一部修正」, 大阪朝日新聞京都版 1937.1.22 付
- 97) 「木屋町先斗町も綠樹で遮蔽せよ 鴨川西岸の風致が問題化 風致委員一帯を視察」, 京都日日新聞 1923.1.22 付
- 98) 前掲 16)
- 99) 「中流設計承認 改良委員會で本極り 更にあす風致委員會」, 京都日日新聞 1937.1.21 付
- 100) 「鴨川中流部の設計 西岸問題の他は全面的に支持す 風致委員會の協議」, 京都日出新聞 1937.1.22 付
- 101) 前掲 97)
- 102) 「疏水流路變更 西岸歡樂地帯の風致は府警察部で適当に考慮 府風致委員會の決定」, 京都日日新聞 1937.1.22 付
- 103) 京都府: 京都府都市計畫街路新設事業 鴨川東岸線設計書, 作成年不明
- 104) 前掲 5)

(Received December 15, 2021)

(Accepted May 16, 2022)

LANDSCAPE DESIGN OF MIDSTREAM CROSS-SECTION AND PROMENADE
ON THE EAST BANK OF THE KAMO RIVER IMPROVEMENT PROJECT
AFTER THE KYOTO FLOOD DISASTER IN 1935

Riku TANIGAWA, Michiko HAYASHI, Keita YAMAGUCHI
and Masashi KAWASAKI

This study aims to clarify the design process and mechanism of creating the riverside space in the Kamo River Improvement Project after the 1935 flood in Kyoto—the results are shown below. Against the background of differences in policy between the prefectural and the municipal governments regarding the interpretation of scenic beauty, the Kyoto Prefecture designated scenic districts and established a Landscape Committee to discuss important matters individually. After the Great Kyoto Flood of 1935, the Kyoto Prefecture took the lead in planning the river improvement, and the prefectural and municipal governments worked together to create a comprehensive landscape around the river, including bridges and urban planning. The Kyoto Prefecture formed the Kamo River Improvement Planning Committee to oversee the renovation work, and established a system of cooperation with the Ministry of Home Affairs, Kyoto City, and the Landscape Committee. Based on this system, the prefectural government designed a midstream cross-section to control flood and preserve historical landscape, and designed a waterside space, taking into consideration the opinions of the people in the coastal districts.